

令和8年1月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年1月9日（金）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数18名

出席者18名

1 番	山崎 清弘	2 番	田中 輝勇	3 番	鈴木 一弘	4 番	中嶋 正行
5 番	福島 隆	6 番	更井 寛司	7 番	谷本 喜久	8 番	谷口 浩司
9 番	坂本 隆英	10 番	瀧川 裕司	11 番	岡 潔	12 番	玉置 伸
13 番	上森 力	14 番	山本 敏夫	15 番	高田 幸安	16 番	川井 洋之
17 番	長嶺 博司	19 番	峯園 五郎				

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出真衣 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 8 番 谷口 浩司 11 番 岡 潔

議長 皆さん新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。1月2日から3日にかけて雪が降ったところもあり、寒さが増してきておりますが、梅の剪定などもまだまだこれからということも当然でございます。我々農家は自然が相手ですので、暑い時も、寒い時も有無を言わずに出ていかんとならんということで、これから大変厳しい寒さ、というより、冷たさが増してくると思うんで、お体を十分労りながら乗り切っていただきたいと思います。さて、早いもので、我々の任期も後6ヶ月になります。本当に月日の経つのは早いものだと思うんですけども、退任される方もおられると思いますが、次期委員の人選も、間もなく始まるかと思います。地区によっては、委員の成り手を探すのが大変だという話も聞きますので、何とかスムーズに進められるように願っております。最後になりましたが、任期まで農業委員会活動を通して、田辺市の農業振興に微力ながら努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

農振課 近藤 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 711㎡の内1, 990㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年12月1日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 271㎡、他1筆、合計8, 515㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年12月8日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、963㎡、他1筆、合計3, 049㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年12月16日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、494㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日の新規です。2番、〇

〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 176㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 111㎡、他1筆、合計1, 153㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 907㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、583㎡、他3筆、合計1, 782㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 271㎡、他1筆、合計8, 515㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、387㎡、他2筆、合計1, 072㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、301㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 067㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、9, 350㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和10年2月29日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、403㎡、他1筆、合計813㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の花き、期間は令和8年3月1日から令和9年2月28日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 690㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間47, 000円、口座払い、期間は令和8年3月1日から令和10年9月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、478㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の玉ねぎ、年間5, 000円、口座払い、期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、582㎡、他1筆、合計1, 131㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、935㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年3月1日から令和14年2月29日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 365㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手

は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和8年3月1日から令和12年3月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 118 m²のうち800 m²、他1筆、合計1, 300 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和13年6月30日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、673 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年3月1日から令和14年2月29日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、428 m²、他1筆、合計699 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和10年7月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、61 m²、他1筆、合計424 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、383 m²、他3筆、合計1, 798 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のブルーベリー、期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、220 m²、他2筆、合計1, 627 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和28年2月28日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、205 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和28年2月28日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、294 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年3月1日から令和28年2月28日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、443 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、606 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、956 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、694 m²、他1筆、合計1, 671 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、391 m²、他2筆、合計2, 430 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、878 m²、他2筆、合計2, 615 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和8年3月1日から令和

13年2月28日の新規です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、695㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、941㎡、他1筆、合計1,836㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日の新規です。合計32件、55筆、56,501㎡、貸し手31名、公社を通じて借り手23名です。続きまして利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7,733㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年5月1日から令和17年4月30日の新規でしたが、借手変更の為、借手を〇〇〇、〇〇〇〇に変更しています。以上、利用権設定32件、利用権の変更1件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは農業をされている方で、梅を作るということです。異議ございません。

議 長 はい、2番、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について、それぞれ地域で頑張られている方ですので、異議ございません。4番についても異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は以前からこの農地を借りて野菜を耕作しております。異議ありません。

議 長 はい、6番から8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番から8番について、〇〇〇〇の方同士の貸し借りです。異議ありません。

議 長 はい、9番、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番、異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新規となっていますが、更新が若干遅れたためそうなっているとのことです。特に異議ございません。

議 長 はい、13番、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんいずれも信頼できる方です。異議ございません。

議 長 はい、15番から18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番について異議ございません。16番の〇〇〇〇さ

議 長 さんと〇〇〇〇君は親戚関係です。異議ございません。１７番の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇出身です。異議ございません。１８番についても異議ございません。

〇〇番 委員 はい、１９番。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ありません。

〇〇番 委員 はい、２０番。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

〇〇番 委員 はい、２１番。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

〇〇番 委員 はい、２２番から２４番。

議 長 〇〇番〇〇です。２２番から２４番について、異議ございません。

〇〇番 委員 はい、２５番から３２番。

議 長 〇〇番〇〇です。２５番から３２番について、異議ございません。

〇〇番 委員 はい、変更の１番。

議 長 〇〇番〇〇です。〇〇さんは、まだ農業経営をしたことがない方で、現在、新規就農の申請をしているとのこと。新たに農業をされる方にぜひ頑張ってくださいと思います。異議ございません。

委員 全員 はい、以上３３件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。近藤君、ありがとうございました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日、欠席委員さんはございません。全員出席でございます。本日の会議録署名委員に、８番谷口浩司委員さん、１１番岡潔委員さんよろしくお願いいたします。本日の議案は、議案第１号農地法第３条申請について、議案第２号農地法第５条申請について、議案第３号農地等売渡あっせん申出について、報告第１号農地等売渡あっせん成立についてを上程させていただきます。それでは議案第１号農地法第３条申請について、事務局の説明をお願いします。

小出 主事 １ページをお願いします。議案第１号農地法第３条申請を説明させていただきます。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は３，０３４㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は４０６㎡、他１筆、合計９７９㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。３番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１３０㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。４番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２，９０８㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。５番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２，３０２㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分２分の１）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分２分の１）、上記２名の成年後見人、

〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積737㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,437㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は9,91㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,050㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は218㎡、他5筆、合計1,692㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,544㎡、他2筆、合計6,157㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は891㎡、他5筆、合計3,090㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は105㎡、他4筆、合計1,245㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は676㎡、他11筆、合計3,851㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は56㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は706㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は95㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上18件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、12番を除いて逐条審議をお願いします。それでは、1番から3番、お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番はあっせんによるものですので、異議ございません。2番は親戚同士による売買です。3番については、〇〇〇〇に住んでいた、お父さんが亡くなられて、それを相続した娘さんが処分するということです。異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。先月のあっせんの案件です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。成年後見人と譲受人は夫婦です。親族間の取引です。異議ありません。
議	長	はい、6番、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6番は親戚間の売買です。異議ございません。7番についても異議ございません。
議	長	はい、8番、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。特に異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です異議ありません。
議	長	はい、11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、14番から17番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4件について、異議ございません。
議	長	はい、18番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、以上17件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員退席願います。 (〇〇〇〇委員退席)
議	長	それでは12番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、12番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員どうぞ。 (〇〇〇〇委員着席)
議	長	続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	8ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は223㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟120.72㎡、庭園等102.28㎡、合計223㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、

面積は1,097㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅5棟226.05㎡、駐車場・道路等870.95㎡、合計1,097㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月、農用地の内外は令和7年2月28日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は宅地、道路に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は353㎡、他1筆、合計423㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟89.02㎡、駐車場・庭・進入路333.98㎡、合計423㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成3年6月14日抜きとなっています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は商業施設や住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は43㎡、他7筆、合計3,711㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は288㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は山林、3,999㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は428㎡、他4筆、合計1,726㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は300㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はキャンプ場、管理棟・トイレ／シャワー棟134.14㎡、テントサイト1,891.86㎡、合計2,026㎡、着工日、工事期間は許可日より11ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先日1月7日、〇〇〇〇委員と事務局2人、そして私で現地調査を行って参りました。今回は5条申請5件のみです。1番から3番までは私が説明いたします。4番、5番は〇〇〇〇委員さんをお願いいたします。それでは1番から説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約1.3km、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、南側、北側は畑で貸人の所有地です。西側の宅地も貸人の所有地となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、貸人と借人は親子関係です。居宅建築のため適地を探していたところ、

この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。30年間の土地使用貸借契約です。転用内容は住宅・駐車場・庭園、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側の既存の排水用集水桝へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。2番、申請場所は、〇〇〇〇より西へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は宅地、西側は宅地と公衆用道路、南側は県道、北側は市道となっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。現場は住宅に挟まれた細長い土地でありました。転用理由選定理由は、譲渡人は、相続により取得しましたが、営農しておらず、管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅（5棟）、盛土15cmから73cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道側溝及び南側県道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。3番、申請場所は、〇〇〇〇より南西へ約300m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は宅地と公衆用道路、西側は田、同意はございます。南側は宅地と里道、北側は宅地となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、貸人と借人は親子関係です。現在の住まいが手狭になってきたことから、適地を探していたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。期限の定めのない土地使用貸借契約です。転用内容は住宅・駐車場・進入路、切土盛土はありません。排水につきましては、合併処理後、雨水とともに、東側既設排水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それでは4番の案件について報告します。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約300m、現況は田と畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は里道と水路と河川、西側は水路、南側は里道と水路と公衆用道路、北側は田、同意ありと、河川と水路と里道となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、譲渡人らは、高齢のため農作業が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、ドングリを採取するための山林に転用するものです。転用内容は育苗用のドングリを採取するため、樅類を植栽します。切土盛土はありません。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思われます。続きまして5番の案件です。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約1.3km、現況は休耕田と休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑で譲受人の所有地、西側も畑で譲受人の所有地、と宅地、南側は市道、北側は田で譲受人の所有地、と水路となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、譲渡人らは、高齢などの理由により、農作業が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、キャンプ場用地として転用するものです。転用内容はキャンプ場（管理棟・トイレ／シャワー棟・テントサイト）、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1 番について、現調委員さんの説明のとおりで異議ございません。
議	長	はい、2 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現調委員の説明のとおりで、ご主人さんが亡くなって長いこと休耕畑になっておりましたので、異議ありません。
議	長	はい、3 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現調委員さんの説明のとおりで、特に異議ございません。
議	長	はい、4 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ありません。
議	長	はい、5 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上 5 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議はないんですが、教えていただきたいことがあります。ドングリ畑にするということですが、これは 5 条なんですか。3 条ではないんですか。この辺りの使い分けはどうなってるんでしょうか。教えてください。
松平	係長	今回の件については、木の苗を植えて、それがどんどん大きくなって行って、特に他の場所に植え替えることや、伐採するとかもなく、大きくして行って山林になって落ちてきたドングリを取るということで、植樹という形になるので、5 条という形になります。中には同じ木の苗を植えるのでも、ある程度大きく育ててから、それを売りますとか、他所の現場に植えに行くとかの、苗を育てる目的であれば、3 条になるかと思いますが、今回の案件は、そういうものではありませんので、5 条という扱いになっています。
〇〇番	委員	わかりました。ありがとうございます。
議	長	他にございませんか。それでは、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 3 号農地等売渡あつせん申出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	1 1 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 6, 7 1 1 m ² 、他 4 筆、合計 1 4, 4 7 9 m ² 、作物は梅、1 0 アール当たりの収穫量は〇〇〇〇は 1, 0 0 0 kg、〇〇〇〇は 1 0 0 kg、〇〇〇〇は 3, 0 0 0 kg、〇〇〇〇は 1, 5 0 0 kg、〇〇〇〇は 5 0 0 kg、希望価格は〇〇〇〇は 9 0 万円、〇〇〇〇は 6 万円、〇〇〇〇は 4 5 万円、〇〇〇〇は 5 2 万円、〇〇〇〇は 1 7 万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1, 2 2 6 m ² 、作物は梅、1 0 アール当たりの収穫量は 0 kg、希望価格は 1 5 0 万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上 2 件、ご審議の程よろしく願いいたします。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1 番、2 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。まず1 番について、〇〇〇〇さんのお兄さんが去年まで耕作をしていたんですが、梅の収穫後に亡くなられたんで、妹さんが相続されたんですが、妹さんは勤め人なので、処分したいということで申出が出ています。去年までお兄さんが耕作されていたので、農道、モノラック、その辺はそろっています。次、2 番ですけれども、〇〇〇〇さんは高齢で農業ができないという状態です。モノラックやスプリンクラー等の設備はないですが、広い県道沿いなので、農業の作業性は良いと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第3 号農地等売渡あっせん申出2 件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1 番と2 番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3 名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。続きまして、報告第1 号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	1 2 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 6 4 6 m ² 、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7 年1 2 月2 0 日、価格は8 0 万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1 件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。去年の1 2 月2 0 日ですけれども、買受人の〇〇さん宅であっせんを行いました。希望どおり8 0 万円で無事成立いたしました。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。委員さん方本当にご苦労様でございました。それではその他の案件でございます。1 2 月の県の農業会議に提出いたしました4 条申請2 件、5 条申請3 件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
小出	主事	(外国人の農地取得の取扱いについて説明)
議	長	これは、農業委員会に3 条申請があった時に、事務局で法令等に基づいて、

きちんと確認済みのものを、議案として上げてきている、こういう認識で問題ないですか。

小出 主事 申請が出てきた時点で、在留資格のカードを確認させてもらってますので、問題ないと思います。

議 長 そういうことではありますけども、皆さん方にも、この内容を頭に入れておいていただければと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ちょっと心配事があるんですけども、農地を取得して、他の物に変えられるという心配がめちゃくちゃあるんですけども、そこら辺の縛りとか、どうなってますか。

松平 係長 今のところ、転用に関しては、通常の基準さえ満たしていれば、国籍による制限とかはなかったと思います。3条申請に関しては、取得した後耕作しなければならないとかがあるので、いろんな条件が付いていると思いますが、転用に関しては今のところ、そういうものはない状況です。今後どうなるかは何とも言えませんが、何か情報が出てくれば、皆さんと情報共有できればと思います。

議 長 〇〇〇〇委員さんのおっしゃったことは、大変重要なことだと思います。外国人の転用について、情報を調べておいてください。それでよろしいでしょうか。他にございませんか。それでは本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

〇〇時〇〇分終了